2020.04.24 (nl2020.11)

Newsletter

Institute for International Monetary Affairs
公益財団法人 国際通貨研究所

環境規制強化に対する主要金融機関の取り組み

～欧米金融機関の最良慣行と本邦メガバンクの比較～

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部　主任研究員
矢口　満
mitsuru_yaguchi@iima.or.jp

はじめに

ESG[1]や SDGs[2]への対応が世界共通の課題となるなか、国際的な環境規制強化の潮流が金融業界にも強い影響を及ぼし始めている。金融安定理事会（FSB）傘下の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD[3]）は 2017 年 6 月、金融機関を含む主要業界に対し、気候変動に関連する情報の開示を推奨した。同年 12 月には中央銀行と金融監督当局の国際的ネットワークである「気候変動リスクに係る金融当局ネットワーク（NGFS[4]）」が設立されている。こうした当局側の意向を踏まえた金融機関の取り組みをみると、欧米、特に欧州において非常に進んだ動きがみられてきたが、我が国の金融機関の対応も進展している。

そこで本稿では、金融機関を対象とした環境規制の国際的な動向を概観したうえで、欧米、特に欧州における金融機関の先進的な取り組みを抽出し、それらを本邦メガバンクグループの対応状況と比較してみた。

[1] 環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）
[2] 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）、2015 年 9 月に国連で合意された。
[3] Task Force on Climate-related Financial Disclosures
[4] Network for Greening the Financial System, 2006 年 4 月に国連で提唱された。

１．金融機関を対象とした環境規制の国際的な動向

（１）グローバルな取り組み

①　概要

金融機関を対象とした環境関連のイニシアティブとしては、投資判断に社会的責任の要素を加味することを求めた国連「責任投資原則（PRI[5]）」や、大規模なプロジェクト融資における環境・社会面の配慮基準「赤道原則[6]」などが 2000 年代から存在する。そうした中で近年、環境規制に関する議論が広がっているのは、2015 年 12 月に温室効果ガス削減に関するパリ協定[7]が採択されたことを受けて、以下で詳述するように、TCFD による提言公表と NGFS の設立が行われ、さらに欧州連合（EU）でサステナブル・ファイナンスの法制化に向けた取り組みが進められていることが大きい。

②　気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言

2017 年 6 月、TCFD が最終報告書[8]を公表し、金融機関を含む主要業界に対して、財務報告における気候変動関連情報の開示を推奨した。当該報告書は、気候変動を金融の安定を脅かすリスクとみなし、金融機関が気候変動リスク・機会への取引先企業の対応を評価するという視点に基づいて作成されている[9]。情報開示の枠組みとして、気候変動に関する「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」という 4 項目が提示され、それぞれについて推奨される開示内容が盛り込まれた。例えば「リスク管理」においては、気候変動に伴う「物理的リスク[10]」や「移行リスク[11]」に関するシナリオ分析の結果の開示が求められている。

③　気候変動リスクに係る金融当局ネットワーク（NGFS）の設立

NGFS は、パリ協定の目標達成に向けた金融監督上の対応を検討すべく組成された、中央銀行および金融監督当局の国際的なネットワークである。当初はフランス中央銀行

---

[5] Principles for Responsible Investment, 2006 年に提唱された。
[6] Equator Principles, 2003 年 6 月に公表された。
[7] パリで開催された国連の第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で合意された、温室効果ガス削減に関する国際的な取り決め。
[8] TCFD [2017]
[9] 太田・田中 [2020], p.5
[10] 気候変動に伴う自然災害や異常気象の増加等によってもたらされる物理的な被害に伴うリスクのこと。商業銀行の場合、具体的には、異常気象による銀行資産（電算センター等）および顧客資産（不動産担保等）の毀損によるオペレーショナルリスク、信用リスク等がこれに相当する（みずほ FG [2019], p.46）。
[11] 気候関連の規制強化や低炭素技術移行への対応といった低炭素社会への移行に伴うリスクのこと。商業銀行の場合、具体的には、炭素税や燃費規制といった政策強化の影響を受ける投融資先に対する信用リスクの増大等がこれに相当する（みずほ FG [2019], p.46）。

を中心とした有志の金融当局のみで 2017 年 12 月に活動を開始したが、現在では参加国は 30 ヵ国近くにまで拡大している[12]。2019 年 4 月に金融監督当局に求められる行動を明示した報告書[13]を公表したほか、3 つのテーマ、すなわちミクロプルーデンス（気候関連情報の開示）、マクロ金融（シナリオ分析、ストレステスト）、グリーンファイナンスの拡大について具体策を検討している。

（２）国・地域レベルでの取り組み

①　欧州連合（EU）

国・地域レベルで環境関連の金融規制導入が最も進捗しているのは EU である。パリ協定の目標達成を目的として、サステナブル・ファイナンスの法制化に向けた取り組みが進められている[14]。具体的には、欧州委員会が 2018 年 3 月に行動計画[15]を発表して検討のスケジュールを明確にしたうえで、同年 5 月に、タクソノミー（持続可能な経済活動を定める統一的な分類システム）の枠組み規則案を含む、3 つの法案パッケージを公表した[16]。そのうち「タクソノミーの枠組み規則案」は、昨年 12 月に EU 閣僚理事会、欧州委員会、欧州議会の三者間で暫定合意に至っている。

EU 加盟各国の銀行監督当局を統括する欧州銀行監督機構（EBA[17]）は昨年 12 月、気候変動リスクを a) 戦略とリスク管理、b) 指標と開示、c) ストレステスト、d) 健全性規制、という 4 分野に組み込む方針を明らかにしている[18]。上記のタクソノミーは、その際に役立つものである。

②　英国

英国は EU 離脱以前から、金融規制・監督において、EBA や他の EU 加盟国当局と比較して幾分独自色のある動きを示してきた。EBA や他の EU 加盟国当局では、ストレステストに気候変動リスクを組み込むことはまだ検討段階であるが、英国では具体策が公表されている。すなわち、昨年 12 月、英国中央銀行（BOE）は、2021 年実施のストレステスト（隔年実施の極端なリスクシナリオに基づくもの）に気候変動リスクを適用す

---

[12] 我が国からは、金融庁が 2018 年 6 月に、日本銀行が 2019 年 11 月に参加した。
[13] NGFS [2019]
[14] 本項の記載は竹内[2019]を参考にした。
[15] European Commission [2018]
[16] 「タクソノミーの枠組み規則案」のほかは、機関投資家が ESG の要素をリスク管理に組み込む方法に関する開示要件の改善を定める「開示規則案」、および、投資家が自己投資にあたりインデックス等に用いる CO_2 排出量ベンチマークを定める「ベンチマーク規則案」。
[17] European Banking Authority
[18] EBA [2019], pp.10-14

べく、具体的なシナリオや手順等の原案を公表した[19]。3 ヵ月の意見募集期間を経て、2020 年後半に最終的なシナリオ等を公表し、2021 年に各金融機関の実施結果を集計したうえで公表する予定である。

以上の①および②にみられるように、EU や英国の金融監督当局は、気候変動が財務リスクを通じて金融の安定を脅かすおそれがあるとの認識から、金融機関に対して気候変動リスクの管理を求め始めている。こうしたなか、後述のように、欧州の金融機関は自主的な取り組みを進めている。

③ 米国

トランプ政権下の米国は気候変動対策に消極的であったが、昨秋から金融監督当局が気候変動リスクに積極的に関与する姿勢を示している。昨年 11 月 8 日に連邦準備制度理事会（FRB）のブレイナード理事が「FRB として気候変動が経済や金融システムに与える重大な影響を研究し、我々の業務を適応させる必要がある」と認めたほか[20]、商品先物取引委員会（CFTC）は気候変動が金融市場に与える影響を特定・評価するために「気候関連市場リスク小委員会」を 11 月 14 日に新設した[21]。

なお、米国議会では、法案提出の動きもみられる。昨年 11 月 20 日に上院と下院で同時に、金融機関のストレステストに気候変動リスクを組み込むことを FRB に義務付けることなどを盛り込んだ法案 Climate Change Financial Risk Act of 2019 が民主党議員から提出された[22]。上院で共和党が多数を占めるため本法案が最終的に成立する可能性は低いと思われるが、昨年 10 月にはその上院で両党同数の議員で構成される気候変動議員連盟が結成されている[23]。超党派で気候変動問題に取り組む機運が強まっている点には留意すべきである。

２．海外金融機関の先進的な取り組みと本邦メガバンクとの比較

（１）TCFD の提言に対応した開示の「成熟度」

上述のような金融監督当局による環境規制の動きを受けて、欧米、特に欧州の金融機関の一部では非常に進んだ取り組みがみられる。ただし、我が国の金融機関の対応も最

---

19 BOE [2019]
20 Brainard [2019]
21 CFTC [2019]
22 上院の法案概要 https://www.govtrack.us/congress/bills/116/s2903 （最終閲覧日 2020 年 4 月 24 日）
下院の法案概要 https://www.govtrack.us/congress/bills/116/hr5194 （最終閲覧日 2020 年 4 月 24 日）
両法案の内容はほぼ同じ。
23 Tsirkin [2019]

近では着実に進展している。そこで、欧米、特に欧州の金融機関（銀行グループ）と本邦メガバンクグループの対応状況を比較してみた。以下では、英国の金融セクター専門調査会社 BCS Consulting が昨年 10 月に公表した、TCFD の提言に対する金融機関の対応状況に関する進捗報告書[24]（以下、「進捗報告書」という）を参考にした。

進捗報告書では、グローバルな金融機関 39 社について、TCFD の提言に対応した開示[25]を項目ごとに 4 段階（未着手、初級、中級、上級）に独自評価したうえで、中級と上級を成熟した開示とみなし、全体に占めるその比率を「成熟度（maturity）」として数値化している。それを国ごとに集計した結果が図表 1 である。

図表 1：主要国金融セクターにおける TCFD 対応の開示の「成熟度」

フランス	82%	米国	45%	カナダ	30%
英国	50%	オーストラリア	42%	シンガポール	30%
スイス	48%	台湾	36%	**日本**	**24%**
スウェーデン	48%	ノルウェー	36%	韓国	9%
トルコ	45%	スペイン	36%		
ドイツ	45%	オランダ	30%		

（資料）BCS Consulting [2019], p.20

日本は主要 16 ヵ国中、韓国に次いで下から 2 番目であり、進捗報告書では厳しく評価されている。これは BCS Consulting が入手した情報の範囲では、本邦メガバンクグループの取り組みが不十分に見えたためと思われる。実際には、下記（2）～（5）で分析するように、ホームページでの開示内容まで確認すれば、本邦メガバンクグループの取り組みは進捗しており、最も先進的な欧米金融機関との差異はかなり縮小しているように思われる[26]。すなわち、本邦メガバンクグループの課題として、取り組みが追い付いていない面もあるが、対外的なアピール不足もあると指摘できる。

次節からは、TCFD が情報開示の枠組みとして提言した 4 項目、すなわち「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」のそれぞれについて、進捗報告書が最良慣行[27]とみなしている欧米金融機関の先進的な取り組みを採り上げる。そのうえで、各項目における本邦メガバンクグループの取り組み状況を対比する。

---

[24] BCS Consulting [2019]

[25] 公表された TCFD 関連の開示（TCFD 報告書、サステナブル報告書、ESG 報告書など）を、項目ごとに 4 段階に評価分けして成熟度を算出したうえで、国ごとに集計している。

[26] 先進的な欧米金融機関では、TCFD 対応措置が TCFD 報告書（名称はサステナブル報告書や ESG 報告書の場合もある）で容易に一覧可能なのに対し、本邦メガバンクグループの場合、統合報告書やホームページに記載が分散している。

[27] best practices

（２）「ガバナンス」に関する最良慣行

進捗報告書では「ガバナンス」の最良慣行として、気候変動リスク・機会に関する担当役員を新設したり、役員レベルの委員会を設置したりした事例が挙げられた（図表 2）。

この点、本邦メガバンクグループをみると、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（以下「MUFG」という）は CSR 委員会にて、三井住友フィナンシャルグループ（以下「SMFG」という）は同委員会を発展させたサステナビリティ推進委員会にて気候変動リスク・機会に対応している。みずほフィナンシャルグループ（以下「みずほ FG」という）でも、リスク管理委員会－経営会議で執行を行い、取締役会が監督を行う態勢を 2020 年 4 月に明文化した。総じて本邦メガバンクグループでは、最良慣行と同等ないしそれに近い対応ができているとみられる。

図表 2：「ガバナンス」に関する最良慣行と本邦メガバンクグループの対応

進捗報告書における最良慣行		本邦メガバンクグループの対応	
新韓銀行グループ	CSR 委員会にて、気候変動関連の対応策、政策方針、全社的な活動やプロジェクトの計画についてレビューしている。	MUFG	経営会議傘下の CSR 委員会にて、気候変動を含む環境・社会にかかる機会・リスクを定期的に審議している[30]。
Citigroup	上級役員レベルの諮問機関である環境社会諮問委員会を新設。これは「持続可能な経営戦略」の助言を含む、グローバルな事業活動に関連した環境社会問題についての指針を提供するもの。また、サステナビリティ部門のグローバルヘッドが「持続可能な経営戦略」を管轄し、様々な上級管理職と協力しつつ、気候関連の「指標と目標」および社会貢献にかかわる他の目標・プログラムを、開発・実行する。	SMFG	CSR 委員会を発展させたサステナビリティ推進委員会（委員長はグループ CEO）にて、非財務的視点を軸としたサステナビリティ経営を推進している[31]。
Nordea（フィンランド）	サステナブル・ファイナンス・グループが、重点分野におけるサステナビリティの戦略的方向性を設定する責任を負う。サステナブル・ファイナンス・グループは、例えば商品提供におけるサステナビリティの統一など、ポリシーやプロセスの実施といった業務分野をサポートしている[28]。	みずほ FG	執行部門であるリスク管理委員会や経営会議が議論を行い、それを取締役会が監督する態勢を明文化した[32]。これに、やはり監督機関であるリスク委員会が助言ないし提言を行う。
Barclays	取締役会は、取締役会レピュテーション委員会を通じてガバナンスの監督を受けている。同委員会は、気候変動の緩和に向けた ESG 戦略および ESG 目標を検討し承認を行っている[29]。		
ING	気候変動委員会を新設した。同委員会は最高リスク責任者（CRO）が議長を務め、ホールセール業務担当の取締役会メンバーが共同議長を務める。同委員会は、		

[28] Nordea [2019], p.31, and Nordea [2020], p.11
[29] Barclays [2019], pp.11,14
[30] MUFG [2019b], p.68
[31] SMFG [2019], p.20 and SMFG [2020b]
[32] みずほ FG [2020e], p.3

	気候関連のリスク・機会の管理、戦略、およびグループ全体の目標設定を監督する。		

（資料）BCS Consulting [2019], pp.33-34 および各社報告書

（３）「戦略」に関する最良慣行

①　シナリオ分析への気候変動シナリオの導入

進捗報告書では最良慣行として、業務戦略上のリスクと機会を分析するシナリオ分析に、気候変動シナリオを組織的に組み込んでいる事例が挙げられた。また、典型的な気候変動シナリオとしては、国際エネルギー機関（IEA）の「新政策シナリオ」と「持続可能な開発シナリオ（2 度上昇シナリオ)」が示された（図表 3)。

この点、本邦メガバンクグループも IEA の 2 つのシナリオを用いてシナリオ分析を実施しており、その対応は最良慣行と概ね同等といえる。

図表 3：「戦略①シナリオ分析への気候変動シナリオの導入」に関する最良慣行と本邦メガバンクグループの対応

進捗報告書における最良慣行		本邦メガバンクグループの対応	
Lloyds Banking Group	商業銀行業務において、通常シナリオおよび低炭素社会への移行シナリオを含む先見的なシナリオ分析を行い、気候変動リスク・機会の大きい部門を特定した。	MUFG	IEA の「新政策シナリオ」と「持続可能な開発シナリオ」を前提に、移行リスクを対象として財務的な影響の定量的な把握に取り組んでいる[35]。
Deutsche Bank	IEA の「新政策シナリオ」と「持続可能な開発シナリオ（2 度上昇シナリオ)」を用いて、石油・ガスおよび電力部門のテストを完了した。この情報は、これらの炭素集約型セクターの脆弱性を評価し、ポートフォリオ多様化の要件を評価することに利用している[33]。	SMFG	物理的リスクに関して、国内の水災を対象とした気候変動シナリオ分析を実施[36]。また移行リスクに関して、IEA の「新政策シナリオ」「持続可能な開発シナリオ」に基づいたシナリオ分析も実施[37]。結果も公表済み。
Société Générale	詳細な企業データを用いて、2 度投資イニシアティブ（2DII）において開発された分析手法をテストしている。また、ポートフォリオの現在のプロファイルと（気候変動シナリオに基づいて）達成すべきプロファイルとのギャップを測定している[34]。	みずほ FG	物理的リスクに関して、国内の風水災の影響を分析中。移行リスクに関しては、IEA の「新政策シナリオ」「持続可能な開発シナリオ」に基づいたシナリオ分析を実施し、結果を公表[38]。

（資料）BCS Consulting [2019], p.35 および各社報告書

[33] Deutsche Bank [2019], p.40
[34] Société Générale [2019], pp.17, 19
[35] MUFG [2019b], p.69
[36] SMFG [2019], p.77
[37] SMFG [2020a]
[38] みずほ FG [2020e], pp.3, 5

② 気候変動リスクを組み込むためのポリシー改定

最良慣行として、先端的な金融機関がポリシー（戦略方針およびリスク方針）を改定し、気候変動リスクを組み込む事例が挙げられた。自社の持続可能なリスクポリシーを満たさない顧客に対しては、取引を打ち切る可能性を示す事例も示された（図表 4）。

本邦メガバンクグループも、顧客との取引打ち切りの示唆には至っていないが、ポリシーの厳格化を進めている。注目されている石炭火力発電へのファイナンスに関しては、MUFG に続いて SMFG とみずほ FG も、欧米金融機関と同様に、新規実行の原則停止を明示した。ただし、パリ協定の目標達成には顧客（投融資先）における CO_2 排出量の開示とその削減目標の設定が有用とされ、最良慣行にはそうした事例もみられるが、本邦メガバンクグループではそこまで踏み込んではいない。

図表 4：「戦略②気候変動リスクを組み込むためのポリシー改定」に関する最良慣行と本邦メガバンクグループの対応

進捗報告書における最良慣行		本邦メガバンクグループの対応	
HSBC	サステナブル・ファイナンス・センターによって設定されたサステナビリティ・リスク方針(ポリシー)を導入している[39]。商業銀行部門およびグローバルバンキング部門の顧客には、人体・環境への潜在的影響について、HSBC のポリシーを満たす基準に従った運営か否かに応じて、サステナビリティ・リスク格付けを付与している[40]。顧客がポリシーの基準を満たしていない場合、顧客との取引を打ち切ることもあり得る[41]。	MUFG	2019 年 5 月に「MUFG 環境・社会ポリシーフレームワーク」を改定[46]。新設の石炭火力発電所へのファイナンスは原則として実行しない。また、ファイナンスに際して特に留意する事業として、石炭火力発電・クラスター弾製造に加えて、森林伐採・パーム油農園開発・鉱業（石油）を新規追加した。
BNP Paribas	セクターごとのポリシーと、広範な ESG 除外リスト（マネージドファンドのタバコ在庫投資、タバコ会社への直接融資[42]、先進国での石炭火力プロジェクト[43]など）とを統合的に運営している[44]。	SMFG	次の分野の案件については、環境や社会等への影響に配慮する：石炭火力発電、水力発電、石油・ガス、炭鉱採掘、タバコ製造、自然保護地域、パーム油農園開発、森林伐採、クラスター弾製造等。2020 年 4 月、新設の石炭火力発電への支援は、原則として実行しないことを表明した[47]。
Société Générale	燃焼用一般炭の利用割合が 50%以上である企業への金融サービス・商品の提供を停止した。同割合が 30～50%の企業の場合は、2025 年までに少なくとも 30%まで削減する戦略がなければ、やはり提供を停止する[45]。	みずほ FG	環境・社会に対する負の影響を助長する可能性が高い業種（兵器、石炭火力発電、石炭採掘、石油・ガス、パーム油、木材・紙パルプ）に関し、取引先の対応状況を確認している。2020 年 4 月、新設の石炭火力発電に対する投融

[39] HSBC [2019], p.29 and HSBC [2020a], p.36
[40] HSBC [2020b], p.2
[41] HSBC [2020b], p.1
[42] BNP Paribas [2019], pp.5, 90
[43] BNP Paribas [2019], pp.10, 30
[44] BNP Paribas [2019], p.8
[45] Société Générale [2019], p.18

			資の中止と与信残高の削減（2030 年度までに 2019 年度比 50%に、2050 年度までに残高ゼロ）を公表した[48]。

（資料）BCS Consulting [2019], p.35 および各社報告書

③ 外部のイニシアティブ等への参加

進捗報告書では最良慣行として、国連の責任投資原則（PRI）や機関投資家の行動イニシアティブ Climate Action 100+、世界自然保護基金（WWF）の設立した共同イニシアティブ Science Based Targets initiative（SBTi）などへの参加が挙げられた（図表 5）。この点、本邦メガバンクグループは、傘下の信託銀行や資産運用会社を通じて PRI や Climate Action 100+に参加している。また、開発段階からの参加事例も MUFG にはみられる。

図表 5：「戦略③外部のイニシアティブ等への参加」に関する最良慣行と本邦メガバンクグループの対応

進捗報告書における最良慣行		本邦メガバンクグループの対応	
Handelsbanken（スウェーデン）	国連の責任投資原則（PRI）や Climate Action 100+など、複数の協業的な取り組みに参加している[49]。	MUFG	国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）によるパイロット・プロジェクトの Phase Ⅱ に参画し、気候関連財務情報開示の方法論等を検討・開発[51]。また傘下の信託銀行と資産運用会社が PRI に参加。信託銀行は Climate Action 100+にも参加。
Standard Chartered	気温上昇の抑制に向けた Science Based Targets initiative（SBTi）の専門家助言部会に参加。「CO_2 排出にかかわる資金調達」に対する画期的方法などを提示している[50]。	SMFG	傘下の資産運用会社が PRI に参加。
National Australia Bank	オーストラリア統計局と協力し、標準的なグリーン産業コードを開発している。	みずほ FG	傘下の信託銀行と資産運用会社が PRI に参加。資産運用会社は Climate Action 100+にも参加。

（資料）BCS Consulting [2019], p.36 および各社報告書

④ 気候変動問題に関する社内研修

最良慣行として、世界中の大手法人担当者に対する研修実施が挙げられた（図表 6）。この点、本邦メガバンクグループも同様の研修態勢を敷いている。ただし、それは各社ホームページでしか確認できないため、対外的なアピールが弱い可能性がある。

---

[46] MUFG [2019a], pp.1, 4-6
[47] SMFG [2020f]
[48] みずほ FG [2020e], p.2, 別紙 4
[49] Handelsbanken [2020], p.48
[50] Standard Chartered [2019], p.9
[51] MUFG [2019b], p.69

図表 6：「戦略④気候変動問題に関する社内研修」に関する最良慣行と本邦メガバンクグループの対応

進捗報告書における最良慣行		本邦メガバンクグループの対応	
HSBC	2018 年、2,300 人以上の従業員にサステナビリティ・トレーニングを実施するとともに、世界中の全従業員を対象にサステナビリティ・オンライン学習プログラムを開始。コンテンツには、ケンブリッジ大学サステイナビリティ・リーダーシップ研究所と共同開発したものを使用[52]。	MUFG	主要子会社（銀行、信託、証券）の事業部門の法人担当者等を対象とした研修を実施している[53]。
		SMFG	傘下の銀行では、国際環境室が海外拠点での集合研修、オンライン講座、外部専門家によるセミナーなどを実施。これまで経営層、営業、審査、監査の担当者など総勢 2,300 名以上が研修に参加[54]。
Lloyds Banking Group	取引先担当者およびそれ以外の社員に、気候変動問題に関してより多くの情報に基づいて取引先等と対話できるよう、研修コースや教材を提供。	みずほ FG	傘下の銀行では、大型事業向け融資に携わる国内外の社員（2014 年度～2018 年度に 2,700 人以上）に対して研修を実施[55]。

（資料）BCS Consulting [2019], p.36 および各社報告書

⑤ グリーンファイナンスのための新商品開発

進捗報告書では最良慣行として、グリーンモーゲージ（エネルギー効率がよく CO_2 排出抑制に寄与する住宅向けの住宅ローン）の提供開始、新たなグリーンファンド（気候変動対応ファンド）の組成が挙げられた（図表 7）。グリーンボンドは新味がないため、進捗報告書では特に採り上げられなかった。この点、本邦メガバンクグループをみると、MUFG を皮切りとした Sustainability-linked loan（顧客のサステナブル目標の達成状況に応じて金利が変動する融資）への取り組み強化は目新しい動きであるが、その他では従来型のグリーンボンド発行が挙げられるにとどまる。

図表 7：「戦略⑤グリーンファイナンスのための新商品開発」に関する最良慣行と本邦メガバンクグループの対応

進捗報告書における最良慣行		本邦メガバンクグループの対応	
SEB（スウェーデン）	2018 年 5 月にグリーンモーゲージの提供を開始し、この商品の市場規模を拡大する方法を検討した[56]。	MUFG	我が国金融機関としては早期に Sustainability-linked loan への取り組みを強化し[58]、2019 年 11 月に本邦 1 号案件をアレンジ[59]。
UBS	将来的な低炭素社会に備え	SMFG	国際資本市場協会（ICMA）や環境省のガイドラインに準拠するグリーンボンドを発行[60]。

[52] HSBC [2019], p.30 and HSBC [2020a], p.40
[53] MUFG [2019a], p.6
[54] SMFG [2019c]
[55] みずほ FG [2020a]
[56] SEB [2018]

	た企業を選択した、新しいグリーンファンドを組成した[57]。	みずほFG	2019 年 4 月、傘下の証券会社に「サステナブル・ファイナンス室」を新設し、グリーンボンド等の発行支援体制を強化した[61]。

（資料）BCS Consulting [2019], p.36 および各社報告書

⑥ グリーンファイナンスに関する開示

最良慣行として、気候変動関連の投資、助言サービス、株式・債券の取引規模などを開示している事例や、当該ファイナンス目標の進捗状況を詳細な内訳も含めて開示している事例が示された（図表 8）。これに対して本邦メガバンクグループも数値目標を示しているが、その内訳までは公にされていない。最良慣行との差異は大きいと言わざるを得ない。

図表 8：「戦略⑥グリーンファイナンスに関する開示」に関する最良慣行と本邦メガバンクグループの対応

進捗報告書における最良慣行		本邦メガバンクグループの対応	
UBS	気候変動関連のサステナブル・インベストメントの見通し、グリーンファイナンス助言サービスの総取引価値、および株式・債券市場のグリーンアクティビティの合計取引価値を開示している[62]。	MUFG	数値目標として「2019～2030 年度に累計 20 兆円（うち環境分野で 8 兆円）のサステナブル・ファイナンス実施」を設定。ただし、その内訳の開示なし[64]。
Citigroup	セクター別、地域別、および適用される環境基準別の資金調達など、1,000 億ドルの環境ファイナンス目標に対する進捗状況の詳細な内訳を開示している。	SMFG	数値目標として「2020 年度から 2029 年度のグリーンファイナンス（環境関連分野に特化したサステナブル・ファイナンス）実行額 10 兆円」を設定。ただし、その内訳の開示なし[65]。
HSBC	サステナブル・ファイナンスの目標 1,000 億ドルの進捗状況を、詳細な内訳も含めて開示している[63]。	みずほFG	数値目標として「2019～2030 年度に累計 25 兆円（うち環境分野 12 兆円）のサステナブル・フィナンス実施」を設定。ただし、その内訳の開示なし[66]。

（資料）BCS Consulting [2019], p.36 および各社報告書

[58] MUFG [2019b], p.49
[59] 日本郵船[2019]
[60] SMFG [2019], p.77
[57] UBS [2020], p.58
[61] みずほ FG [2019], p.46 and みずほ FG [2020b],
[62] UBS [2020], pp.58, 60-61
[63] HSBC [2019], p.28 and HSBC [2020], p.38
[64] MUFG [2019b], p.66
[65] SMFG [2020e], pp.2-3
[66] みずほ FG [2020e], p.2

（4）リスク管理に関する最良慣行

① 気候変動に関するリスク管理プロセスの導入

最良慣行として、取引案件を気候変動の観点からレピュテーションリスク委員会に付託したり、気候変動リスクを監視する管理システム（ISO50001 取得済み）を構築したりしている事例が示された（図表 9）。この点、本邦メガバンクグループでも MUFG と SMFG は当該リスクの評価を行う専担部署を設置するなど、相応の態勢を整えている。

図表 9：「リスク管理①気候変動に関するリスク管理プロセスの導入」に関する最良慣行と本邦メガバンクグループの対応

進捗報告書における最良慣行		本邦メガバンクグループの対応	
Deutsche Bank	気候変動問題の観点から重要なレピュテーションリスクのある取引を、地域レピュテーションリスク委員会に付託している[67]。	MUFG	経営会議傘下の CSR 委員会にて、気候変動を含む環境・社会にかかる機会・リスクを定期的に審議している[69]。プロジェクトの環境社会配慮およびその他の関連業務は、サステナブルビジネス室が担う[70]。
UBS	気候変動リスク・機会を監視できるように方針や目標、手順等が体系的に構築された（ISO50001 取得済み）、エネルギー管理システム（EMS）を有する[68]。	SMFG	銀行の国際環境室が、融資検討中の全世界の大規模開発プロジェクトについて、環境・社会のリスク評価を実施する[71]。
Handelsbanken（スウェーデン）	製品開発において気候変動リスクの特定と評価を行い、サステナビリティ基準を勘案したベンチマークを開示している。	みずほ FG	気候変動リスクの管理にかかわる専担部署や専用システムに関する開示は見当たらず[72]。

（資料）BCS Consulting [2019], p.37 および各社報告書

② 気候変動リスクの信用リスクの枠組みへの統合

最良慣行として、潜在的な影響とリスクに基づいてプロジェクトを分類・評価したうえで、信用リスク管理の枠組みに統合している事例などが示された（図表 10）。本邦メガバンクグループでも、気候変動リスクは、その大きさや内容に応じて信用リスク管理の枠組みに統合して取り扱っており、最良慣行との差異は小さいとみられる。

---

67 Deutsche Bank [2019], pp.13, 29
68 UBS [2020], p.107
69 MUFG [2019b], p.68
70 MUFG [2020a]
71 SMFG [2020c]
72 ただし、ビジネス推進の体制整備のため 2020 年 4 月、大企業取引部門にサステナブル・ビジネス推進室を、資産運用部門にサステナビリティ推進室を、それぞれ新設している（みずほ FG [2020e], 別紙 3）。

図表 10：「リスク管理②気候変動リスクの信用リスクの枠組みへの統合」に関する最良慣行と本邦メガバンクグループの対応

進捗報告書における最良慣行		本邦メガバンクグループの対応	
BMO Financial Group（カナダ）	環境・社会のスクリーニング手順に沿い、潜在的な影響とリスクの大きさに基づいて、プロジェクトを分類し、評価している。こうした手続きは、信用リスク管理の枠組みに統合されている[73]。	MUFG	気候変動を含む環境・社会にかかる機会・リスクへの対応方針・取組状況について、CSR 委員会にて定期的に審議している。さらにテーマに応じて、リスク管理委員会や投融資委員会、与信委員会においても審議・報告を行っている[75]。
		SMFG	気候変動はリスク管理の定常的な枠組におけるトップリスクとし、シナリオ分析の強化や対応策を経営レベルで検討している。こうした取り組みは、経営会議やリスク委員会に報告し、取締役会でも社外取締役等からレビューを受ける体制である[76]。
Nordea（フィンランド）	ESG リスクを信用リスクの枠組みに統合し、信用リスクのポリシーとガイドラインを強化した。ESG スクリーニングは、すべての取引の信用リスク評価に統合されている[74]。	みずほ FG	気候変動に起因する物理的リスクや移行リスクを認識し、信用リスク管理やオペレーショナルリスク管理等の総合リスク管理の枠組みで対応する態勢を構築している[77]。

（資料）BCS Consulting [2019], p.37 および各社報告書

（５）「指標と目標」に関する最良慣行

① CO_2 排出量の指標

気候変動リスクと機会を評価する指標は導入が進んでいないが、CO_2 排出量にかかる指標の開発は大いに進捗している。最良慣行となる指標として、FTE[78]あたりの温室効果化ガス（GHG[79]）排出量や GHG の要因別内訳などが示された（図表 11）。この点、本邦メガバンクグループでは、「FTE あたり」ではないものの、CO_2 の直接的排出および間接的排出の要因別計数をホームページ上で公表している。

[73] BMO Financial Group [2019], p.74
[74] Nordea [2019], p.9-11, 32, 36-37 and Nordea [2020], p.12, p.37
[75] MUFG [2019b], p.69
[76] SMFG [2020a]
[77] みずほ FG [2019], p.47
[78] Full-Time Equivalent：常勤雇用換算労働者
[79] Greenhouse Gas

図表 11：「指標と目標①CO_2 排出量の指標」に関する最良慣行と本邦メガバンクグループの対応

進捗報告書における最良慣行		本邦メガバンクグループの対応	
BNP Paribas	（CO_2 排出量の指標として）2018 年に排出された FTE あたりの GHG の水準と 2020 年の目標水準の両方を示している[80]。	MUFG	CO_2 の直接的排出、間接的排出の要因別計数を公表している[82]。
RBS	GHG 排出量の要因別内訳（エネルギー、出張など）、および水と廃棄物のベースライン合計値と前年比率を開示する、環境フットプリント報告書を公表した。	SMFG	CO_2 の直接的排出、間接的排出の要因別計数を公表している[83]。
Nordea（フィンランド）	直接排出の重要性評価を行い、出張を最大の要因（2018 年の CO_2 排出量の 71%）として、またエネルギー消費も主な要因として特定した。さらに、施設のエネルギー効率を最大化し、水の使用量の監視を強化する戦略を立てた[81]。	みずほ FG	CO_2 の直接的排出、間接的排出の要因別計数を公表している[84]。また、独自手法のカーボンアカウンティング（炭素会計）による計数も公表している[85]。

（資料）BCS Consulting [2019], p.38 および各社報告書

② 炭素関連資産の指標の開発

進捗報告書では、炭素関連資産（エネルギーおよびユーティリティーセクター向けの融資ないしエクスポージャー）の指標開発の最良慣行として、グロスの資産額や信用リスク加重資産額の水準、または全体に対する比率が挙げられている（図表 12）。本邦メガバンクグループも TCFD の提言を踏まえて、炭素関連資産の融資全体に対する比率を 2019 年から開示するようになった。ただし、内訳などの詳しい開示は少ない。

図表 12：「指標と目標②炭素関連資産の指標の開発」に関する最良慣行と本邦メガバンクグループの対応

進捗報告書における最良慣行		本邦メガバンクグループの対応	
Credit Suisse	化石燃料セクター（に対するエクスポージャー）について、グロスの資産額と信用リスク加重資産額を開示している[86]。	MUFG	炭素関連資産（エネルギーおよびユーティリティーセクター向け融資）の融資全体に対する比率を開示した。内訳（各セクターの比率）も開示した[89]。
UBS	炭素関連資産の規模を、正味エクスポージャーに対する比率で開示している。		
Deutsche	石油・ガス、ユーティリティー、および石炭業への	SMFG	炭素関連資産（同上）の融資

[80] BNP Paribas [2019], p.4, 12, 33
[81] Nordea [2019], p.14 and Nordea [2020], p.16
[82] MUFG [2020b]
[83] SMFG [2020d]
[84] みずほ FG [2020c]
[85] みずほ FG [2020d]
[86] Credit Suisse [2019], p.168

Bank	融資エクスポージャーに関する説明を開示している[87]。		全体に対する比率を開示した。ただし、内訳は開示しなかった[90]。
HSBC	炭素集約型とされる 6 つのセクターに属する取引先および銀行に対するホールセール融資等の割合を開示している[88]。	みずほ FG	炭素関連資産（エネルギーおよびユーティリティーセクター向けエクスポージャー）の全エクスポージャーに対する比率を開示した。ただし、内訳は開示しなかった[91]。
Société Générale	フランス法第 173 条（重大な温室効果ガス排出量の開示）に沿って、バランスシート上の与信における CO_2 排出量を計測している。		
みずほ FG	右記参照		

（資料）BCS Consulting [2019], pp.38 および各社報告書

おわりに

気候変動に伴う自然災害等の増加が顕著になるなか、グローバル経済・社会の持続性を高めていくために、金融面からのアプローチの重要性は増している。従来、気候変動対応の枠組み作りや金融機関による取り組みは欧米、特に欧州が先行してきたが、本邦における対応も加速しつつある。前述のように海外からは我が国金融機関の TCFD 対応は不十分とみられているが、上記２（２）で示したように、本邦メガバンクグループの開示情報を丁寧に見れば、進捗報告書の示した欧米金融機関の最良慣行との差異は項目によりマチマチであり、本邦勢が全面的に出遅れているという状況ではない（図表 13）。

図表 13：欧米金融機関の最良慣行と本邦メガバンクグループとの差異

差異	TCFD 対応上の項目
大	・戦略②気候変動リスクを組み込むためのポリシー改定 ・戦略⑤グリーンファイナンスのための新商品開発 ・戦略⑥グリーンファイナンスに関する開示
中	・リスク管理①気候変動に関するリスク管理プロセスの導入 ・指標と目標①CO2 排出量の指標 ・指標と目標②炭素関連資産の指標の開発
小	・ガバナンス ・戦略①シナリオ分析への気候変動シナリオの導入 ・戦略③外部のイニシアティブ等への参加 ・戦略④気候変動問題に関する社内研修 ・リスク管理②気候変動リスクの信用リスクの枠組みへの統合

（資料）筆者作成

[89] MUFG [2019b], p.69
[87] Deutsche Bank [2019], pp.39
[88] HSBC [2019], p.30 and HSBC [2020], p.40-41、
[90] SMFG [2019], p.77
[91] みずほ FG [2019], p.47

こうしたなかで本邦メガバンクグループにおいて、最良慣行との差異の大きい項目について TCFD 対応を引き続き求められることは言うまでもない。加えて、ホームページ等で開示している内容を、より対外的にアピールするような開示の強化・工夫が必要となろう。

以　上

＜参考文献＞

- 太田珠美・田中大介 [2020]「金融当局が懸念する気候変動リスク」『大和総研調査季報』2020 年新春号 Vol.37、2020 年 1 月 10 日
- 金融庁 [2019]「金融行政と SDGs」ESG 金融ハイレベル・パネル（第 1 回）資料 12、2019 年 2 月 28 日
- 芝川正 [2019]「SDGs/ESG 金融に関する環境省の施策について」、日本銀行金融機構局金融高度化センター SDGs/ESG 金融に関するワークショップ　環境省資料、2019 年 6 月 11 日
- 竹内純子[2019]「サステナブル・ファイナンスと銀行の自己資本比率規制 ― 金融規制に対する EU タクソノミーの波及を考える」『環境管理 2019 年 9 月号』2019 年 9 月 26 日
- 中曽宏 [2019]「SDGs が注目される中での ESG 間接金融の方向性」ESG 金融ハイレベル・パネル（第 1 回）資料 7、2019 年 2 月 28 日
- 日本経済新聞 [2019]「ESG 融資、使途限らず／三菱 UFJ 銀、まず日本郵船」『日本経済新聞』朝刊 9 面、2019 年 11 月 29 日
- 日本郵船 [2019]「本邦初、サステナビリティ・リンク・ローンを組成　～気候変動対応をファイナンス面から力強く推進～」2019 年 11 月 29 日
- みずほフィナンシャルグループ（みずほ FG）[2019]「統合報告書／ディスクロージャー誌 本編 2019」2019 年 7 月 23 日
- みずほフィナンシャルグループ（みずほ FG）[2020a]「〈みずほ〉とエクエーター原則」https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/business/investment/equator/principles/index.html（最終閲覧日：2020 年 4 月 24 日）
- みずほフィナンシャルグループ（みずほ FG）[2020b]「環境ファイナンス」https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/environment/business/financing.html（最終閲覧日:2020 年 4 月 24 日）
- みずほフィナンシャルグループ（みずほ FG）[2020c]「ESG データ集」https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/mizuhocsr/report/data/index.html （最終閲覧日：2020 年 4 月 24 日）
- みずほフィナンシャルグループ（みずほ FG）[2020d]「カーボンアカウンティングへの取り組み」https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/environment/activity/carbon.html（最終閲覧日：2020 年 4 月 24 日）
- みずほフィナンシャルグループ（みずほ FG）[2020e]「サステナビリティへの取り組み強化について～脱炭素社会実現に向けたアクション強化～」2020 年 4 月 15 日
- 三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）[2019]「SMBC Group Report 2019／統合報告書／ディスクロージャー誌 本編」2019 年 7 月

- 三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）[2020a]「気候変動への対応（TCFD 提言への取組）」https://www.smfg.co.jp/sustainability/materiality/environment/climate/（最終閲覧日：2020 年 4 月 24 日）
- 三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）[2020b]「サステナビリティ経営体制」https://www.smfg.co.jp/sustainability/group_sustainability/management/（最終閲覧日：2020 年 4 月 24 日）
- 三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）[2020c]「エクエーター原則」https://www.smbc.co.jp/aboutus/sustainability/environment/equator/（最終閲覧日：2020 年 4 月 24 日）
- 三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）[2020d]「環境負荷軽減への取組」https://www.smfg.co.jp/sustainability/materiality/environment/reduction/（最終閲覧日：2020 年 4 月 24 日）
- 三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）[2020e]「『SMBC グループ サステナビリティ宣言』及び『SMBC Group GREEN×GLOBE 2030』について」NEWS RELEASE、2020 年 4 月 1 日
- 三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）[2020f]「ESG に関するリスクの考え方について」NEWS RELEASE、2020 年 4 月 16 日
- 三菱 UFG フィナンシャル・グループ（MUFG）[2019a]「『サステナブルファイナンス目標』の設定と『MUFG 環境・社会ポリシーフレームワーク』の改定について」2019 年 5 月 15 日
- 三菱 UFG フィナンシャル・グループ（MUFG）[2019b]「MUFG Report 2019／ディスクロージャー誌 2019 本編／統合報告書」2019 年 7 月
- 三菱 UFG フィナンシャル・グループ（MUFG）[2020a]「赤道原則への対応」https://www.mufg.jp/csr/environment/equator/index.html（最終閲覧日：2020 年 4 月 24 日）
- 三菱 UFG フィナンシャル・グループ（MUFG）[2020b]「CSR データ集」https://www.mufg.jp/csr/data/csrdata/index.html（最終閲覧日：2020 年 4 月 24 日）
- 山田和人 [2019]「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言『金融機関が知っておくべきこと、やるべきこと』」日本銀行金融機構局金融高度化センター SDGs/ESG 金融に関するワークショップ、2019 年 6 月 11 日

- Bank of England (BOE) [2019], “The 2021 biennial exploratory scenario on the financial risks from climate change”, Discussion Paper, Dec.18, 2019
- Barclays [2019], “Environmental Social Governance Report 2018”, Feb. 2019
- BCS Consulting [2019], “Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD) Recommendations / Global Progress Report for the Banking Sector”, Oct. 2019

- BMO Financial Group [2019], “2019 Sustainability Report and Public Accountability Statement”, Dec. 17, 2019
- BNP Paribas [2019], “2018 Climate Change Information Request - Carbon Disclosure Project”, 2019
- Brainard, Lael [2019], “Why Climate Change Matters for Monetary Policy and Financial Stability”, Remarks by Member, Board of Governors of the Federal Reserve System at “The Economics of Climate Change”, a research conference sponsored by the Federal Reserve Bank of San Francisco, Nov. 8, 2019 https://www.federalreserve.gov/newsevents/speech/brainard20191108a.htm （最終閲覧日：2020 年 4 月 24 日）
- Commodity Futures Trading Commission (CFTC) [2019],“CFTC Commissioner Behnam Announces Members of the Market Risk Advisory Committee’s New Climate-Related Market Risk Subcommittee”, RELEASE Number 8079-19, Nov. 14, 2019 https://www.cftc.gov/PressRoom/PressReleases/8079-19 （最終閲覧日：2020 年 4 月 24 日）
- Credit Suisse [2019], “Annual Report 2018”. Mar. 7, 2019
- Deutsche Bank [2019], “Non-Financial Report 2018”, Mar. 22, 2019
- Deutsche Bundesbank [2019a], “Results of the 2019 LSI stress test - Press conference on 23 September 2019”, Sep. 23, 2019 https://www.bundesbank.de/resource/blob/807626/9657baa070561a30a495d97efd586a2e/mL/2019-09-23-stresstest-anlage-data.pdf （最終閲覧日:2020 年 4 月 24 日）
- Deutsche Bundesbank [2019b], “Financial Stability Review 2019”, Dec. 2019
- European Banking Authority (EBA) [2019], “EBA Action Plan on Sustainable Finance”, Dec. 6, 2019
- European Central Bank [2019], “Financial Stability Review, November 2019”, Nov. 20, 2019
- European Commission [2018], “Action Plan: Financing Sustainable Growth”, COM(2018) 97 final, Brussels, Mar. 8, 2018
- Handelsbanken [2020], “Sustainability Report 2019”, Feb. 12, 2020
- UBS [2020], “Form 6-K Report of Foreign Private Issuer pursuant to Rule 13a-16 or 15d-16 under the Securities Exchange Act of 1934”, US SEC, Mar. 5, 2020
- HSBC [2019], “HSBC Holdings plc Environmental, Social and Governance Update April 2019”, Apr. 8, 2019
- HSBC [2020a], “HSBC Holdings plc Environmental, Social and Governance Update 2019”, Feb. 18, 2020
- HSBC [2020b], “Introduction to HSBC’s Sustainability Risk Policies February 2020”, Feb.

18, 2020
- International Monetary Fund (IMF) [2019], “Global Financial Stability Report: Lower for Longer, October 2019”, Oct.1, 2019
- Tsirkin, Julie [2019], “Senators launch bipartisan climate initiative”, NBC news, Oct. 23, 2019 https://www.nbcnews.com/politics/congress/senators-launch-bipartisan-climate-change-initiative-n1070286 （最終閲覧日 2020 年 4 月 24 日）
- Network for Greening the Financial System (NGFS) [2019], “A Call for Action: Climate Change as a Source of Financial Risk – First Comprehensive Report”, Apr. 2019
- No Coal Japan [2019],「メガバンク・グループ 3 社等に対する具体的な気候変動対策への要請とその回答を発表」2019 年 9 月 2 日 http://www.nocoaljapan.org/ja/three_mega_banks_lacking_concrete_measure_climate_change/ （最終閲覧日：2020 年 4 月 24 日）
- Nordea [2019], “Sustainability Report 2018”, Feb. 26, 2019
- Nordea [2020], “Sustainability Report 2019”, Feb. 26, 2020
- SEB [2018], “Green mortgages to finance green housing”, Press/News, May 16, 2018 https://sebgroup.com/press/news/green-mortgages-to-finance-green-housing （最終閲覧日：2020 年 4 月 24 日）
- Société Générale [2019], “Climate Disclosure / Societe Generale’s Task Force on Climate-related Financial Disclosures Report”, June 2019
- Standard Chartered [2019], “Climate Change / Taskforce on Climate-related Financial Disclosures (TCFD) report December 2019”, Dec.17, 2019
- TCFD [2017], “Final Report: Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures”, Jun.29, 2017

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2020 Institute for International Monetary Affairs（公益財団法人 国際通貨研究所）
All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.
Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg. 8F, 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan
Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051
〒103-0027　東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階
電話：03-3510-0882（代）ファックス：03-3273-8051
e-mail: admin@iima.or.jp
URL: https://www.iima.or.jp